



2023年12月14日

各位

会社名 パーク24株式会社
代表者名 代表取締役社長 西川 光一
(コード:4666、東証プライム市場)
問合せ先 執行役員経営企画本部長 實貴 孝夫
(TEL:03-6747-8120)

譲渡制限付株式報酬制度及び取締役の報酬額に関するお知らせ

当社は、2021年12月15日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」）を対象に、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」）の導入を決議しておりましたが、本日開催の取締役会において、本制度に関する議案を2024年1月25日開催予定の第39回定時株主総会（以下、「本株主総会」）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的と本株主総会へ付議することに至る経緯

本制度は、対象取締役へ当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、ステークホルダーの皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、2021年12月15日開催の取締役会において本制度の導入を決議いたしました。

しかしながら、当社グループは2021年10月期及び2022年10月期において、全ての事業が新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」）の影響を受け、連結業績における経常利益が感染症拡大前の水準に戻らず、土地・施設オーナー様への賃料減免依頼等ステークホルダーの皆様へご協力をいただいていた状況を勘案し、2021年12月15日及び2022年12月15日に、譲渡制限付株式の不支給を決議しておりました。

2023年10月期は、各事業において感染症禍で培った経験を活かし、筋肉質化した体質による事業規模拡大を進めたことで、売上高・各段階利益ともに過去最高となりました。当社グループは、中期事業戦略に掲げる「4つのネットワークの拡大とシームレス化」の実現による成長を目指す局面に回帰したことを踏まえ、本日開催した指名報酬・ガバナンス委員会において、譲渡制限付株式を支給することが当社の企業価値の持続的な向上に繋がるとの答申を行い、取締役会で同内容を決議いたしました。

2. 本制度の導入条件

取締役の報酬額につきましては、2016年1月27日開催の第31回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は年額5億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず）とご承認をいただいておりますが、本株主総会において、対象取締役に対し本制度に係る報酬枠を上記報酬枠とは別枠にて設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定となっております。

3. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まず）とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年200,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

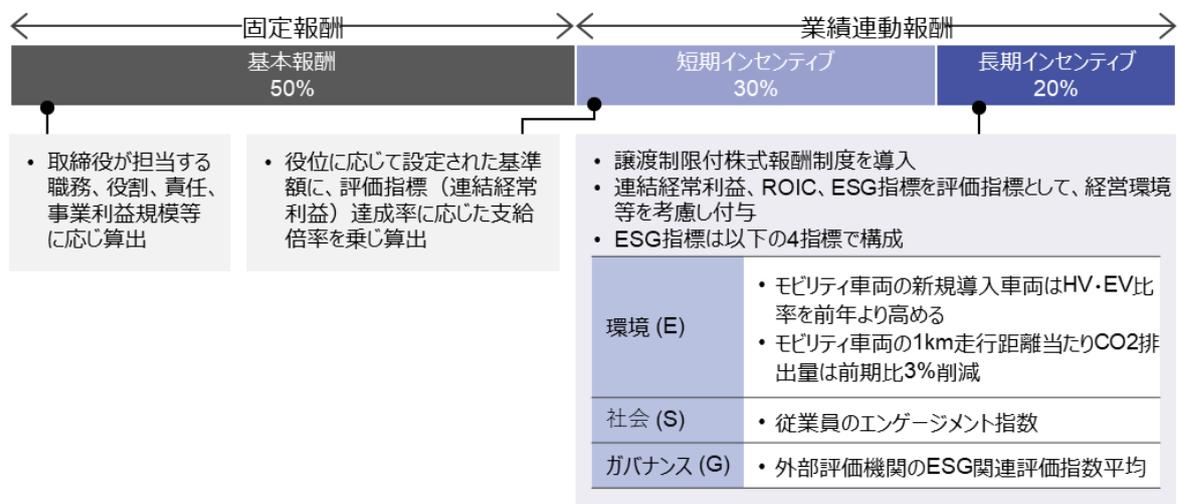
対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社

の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員及び当社子会社の取締役に對しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬を導入する予定です。

[参考 1] 役員報酬制度設計

本制度においては、対象取締役に對して当社企業価値の中長期的な向上を目指すインセンティブを与えることを目的として、評価指標（KPI）を①連結経常利益、②ROIC（投下資本利益率）、③ESG指標の3指標として評価を算定することとしています。なお、ESG指標は、環境、社会、ガバナンスの観点から4つの指標で構成しており、詳細については以下に記載の通りです



※ 報酬形態の構成比率は役割に応じて異なり、中央値の割合を示しています

※ 監査等委員である取締役および社外取締役に對しては、その報酬は基本報酬のみとなります

[参考 2] 本適時開示と関連する過去の適時開示

・2022年12月15日 譲渡制限付株式報酬の不支給に関するお知らせ

<https://ssl4.eir-parts.net/doc/4666/tdnet/2215821/00.pdf>

・2021年12月15日 役員賞与および譲渡制限付株式報酬の不支給に関するお知らせ

<https://ssl4.eir-parts.net/doc/4666/tdnet/2059926/00.pdf>

・2021年12月15日 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

<https://ssl4.eir-parts.net/doc/4666/tdnet/2059925/00.pdf>

以上